

令和6年度 第2回
富士市都市計画審議会 議案書

日時 令和7年1月30日(木) 午後2時
会場 富士市庁舎10階 全員協議会室

選第1号

富士市都市計画審議会会長の互選について

選第1号

富士市都市計画審議会条例第5条第1項の規定に基づき、富士市都市計画審議会の会長の互選を求める。

令和7年1月30日提出
富士市都市計画審議会
臨時議長

選第2号

富士市都市計画審議会副会長の互選について

選第2号

富士市都市計画審議会条例第5条第1項の規定に基づき、富士市都市計画審議会の副会長の互選を求める。

令和7年1月30日提出
富士市都市計画審議会
会長

審第1号

建築基準法第51条の規定に基づく特殊建築物の敷地の位置について

審第1号

建築基準法第51条の規定に基づく特殊建築物の敷地の位置について、次のように本会に付議する。

令和7年1月30日提出
富士市都市計画審議会
会長

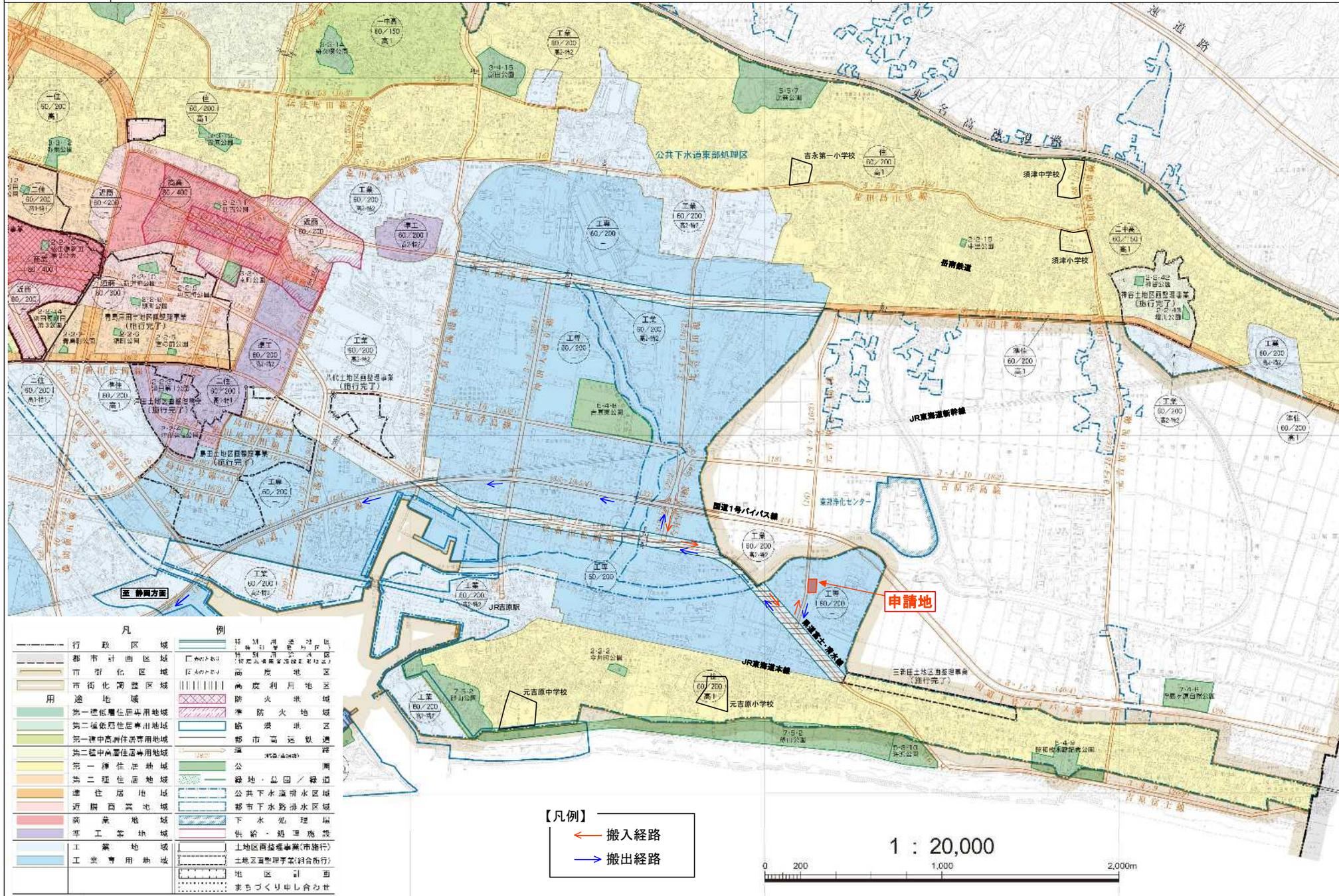
特殊建築物の敷地の位置

建築主住所氏名	富士市五貫島 9 1 9 番地 株式会社イーシーセンター 代表取締役 海野幸男
敷地の位置	富士市大野字大野北 6 1 番 (第 1 ステーション)
用途地域	工業専用地域
敷地の面積	3, 3 4 9. 3 0 m ²
建築面積	1, 7 0 6. 8 8 m ²
延床面積	1, 6 8 6. 5 8 m ²
構造	鉄骨造
主な施設	廃棄物中間処理施設
用途	一般廃棄物及び産業廃棄物の中間処理施設工場
処理能力	廃プラスチック類 破砕 97.60 t/日 木くず 破砕 126.38 t/日 (97.60+28.78) がれき類 破砕 341.60 t/日
稼働時間	8 時間
適用	建築基準法第 51 条ただし書の規定による

理 由

株式会社イーシーセンターは、当地において廃プラスチックや木くず等の産業廃棄物を破砕分別しリサイクルを行うため、平成17年10月に破砕の産業廃棄物処理施設に係る建築基準法第51条ただし書の許可を取得した。

今回、既存の廃棄物処理に加えて、新環境クリーンセンターでの処理が困難な大きさや形状の一般廃棄物である木くずの破砕処理を富士市から受託するため、改めて、許可が必要になった。



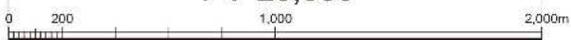
凡	例
行政区域	市街化調整区域
都市計画区域	市街化区域
市街化区域	市街化調整区域
用途地域	第一種低層住居専用地域
第一種低層住居専用地域	第二種低層住居専用地域
第二種低層住居専用地域	第一種中高層住居専用地域
第一種中高層住居専用地域	第二種中高層住居専用地域
第二種中高層住居専用地域	第一種住居地域
第一種住居地域	第二種住居地域
第二種住居地域	近隣商業地域
近隣商業地域	商業地域
商業地域	準工業地域
準工業地域	工業地域
工業地域	工業専用地域
工業専用地域	河川
河川	緑地・公園・緑道
緑地・公園・緑道	公共下水道排水区域
公共下水道排水区域	都市下水道排水区域
都市下水道排水区域	下水処理場
下水処理場	供給・処置施設
供給・処置施設	土地再整備事業(市施行)
土地再整備事業(市施行)	土地再整備事業(組合施行)
土地再整備事業(組合施行)	地区計画
地区計画	まちづくり申し合わせ

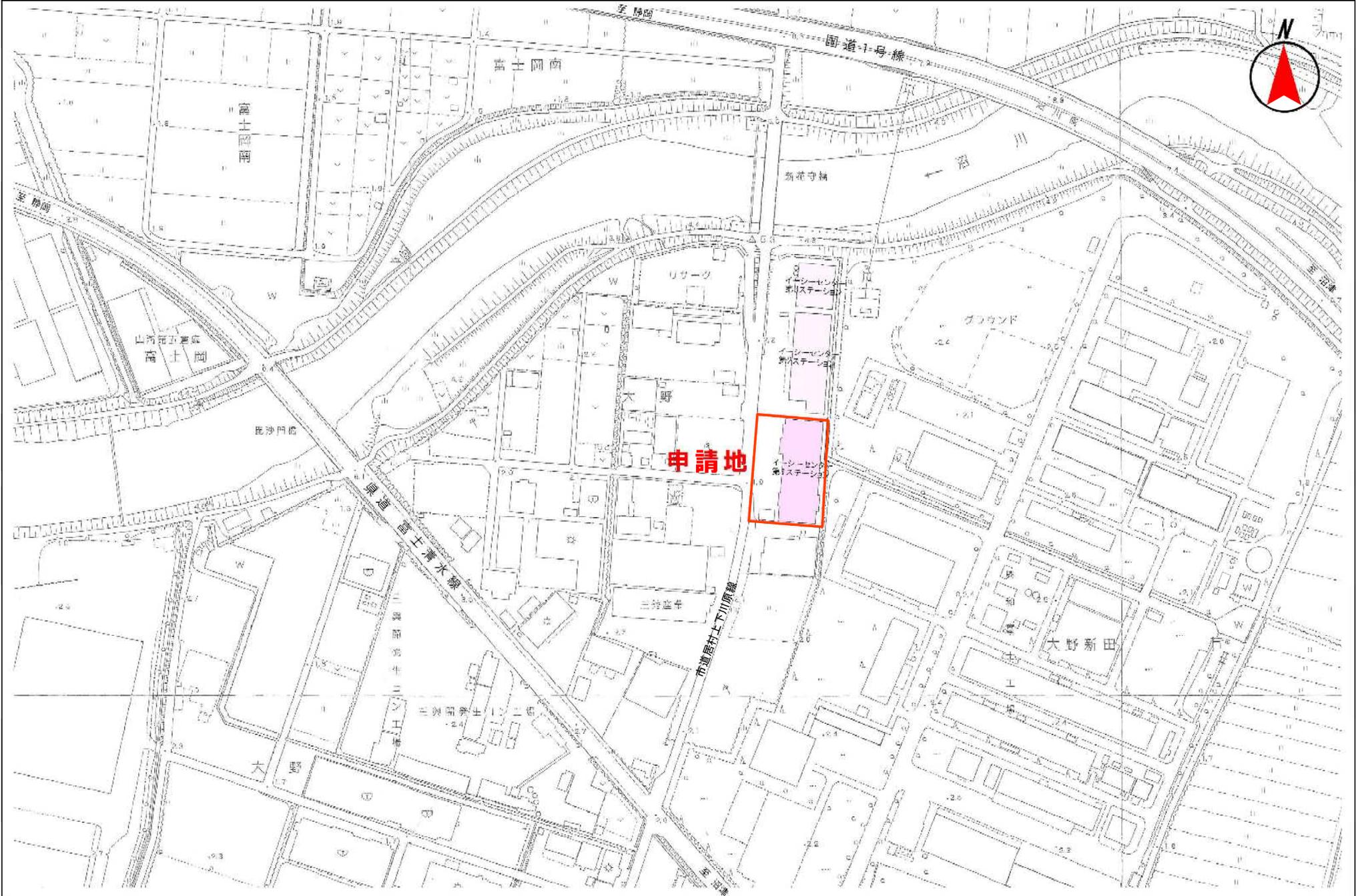
【凡例】

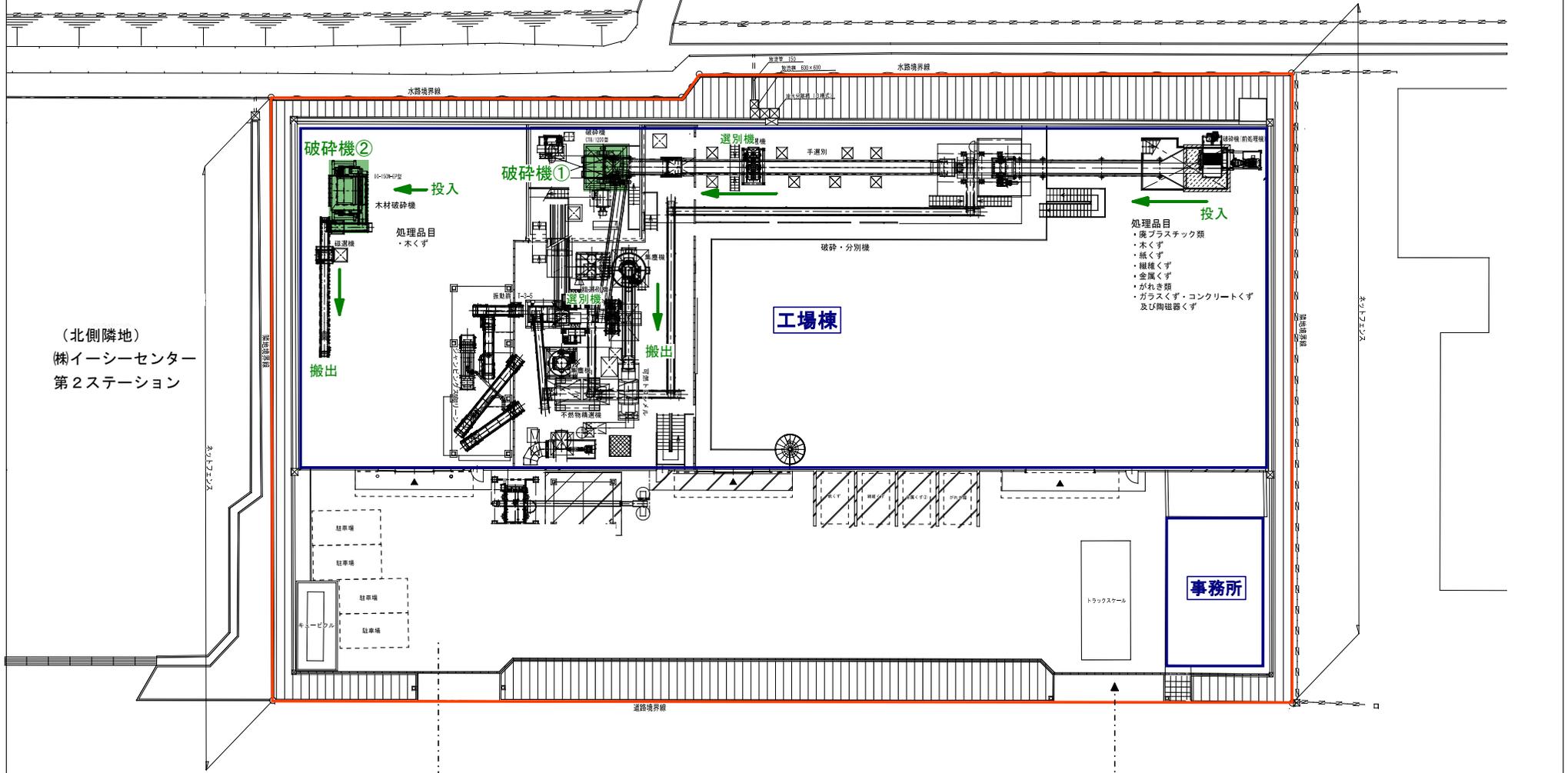
← 搬入経路

→ 搬出経路

1 : 20,000







(北側隣地)
株式会社イーシーセンター
第2ステーション

市道居村上下川原線 (幅員16m)

【凡例】

←----- 搬出入経路

審第2号

建築基準法第51条の規定に基づく特殊建築物の敷地の位置について

審第2号

建築基準法第51条の規定に基づく特殊建築物の敷地の位置について、次のように本会に付議する。

令和7年1月30日提出
富士市都市計画審議会
会長

特殊建築物の敷地の位置

建築主住所氏名	富士市五貫島 9 1 9 番地 株式会社イーシーセンター 代表取締役 海野幸男
敷地の位置	富士市大野字大野北 6 0 番 1、6 0 番 2 (第 2 ステーション)
用途地域	工業専用地域
敷地の面積	3, 2 1 5. 0 8 m ²
建築面積	1, 8 7 4. 7 6 m ²
延床面積	2, 5 5 5. 1 8 m ²
構造	鉄骨造
主な施設	廃棄物中間処理施設
用途	一般廃棄物及び産業廃棄物の中間処理施設工場
処理能力	廃プラスチック類 破砕 122.88 t/日 (96.96+25.92) 可燃ごみ(薬品類等) 焼却 39.10 t/日
稼働時間	破砕: 16 時間 焼却: 8 時間
適用	建築基準法第 51 条ただし書の規定による

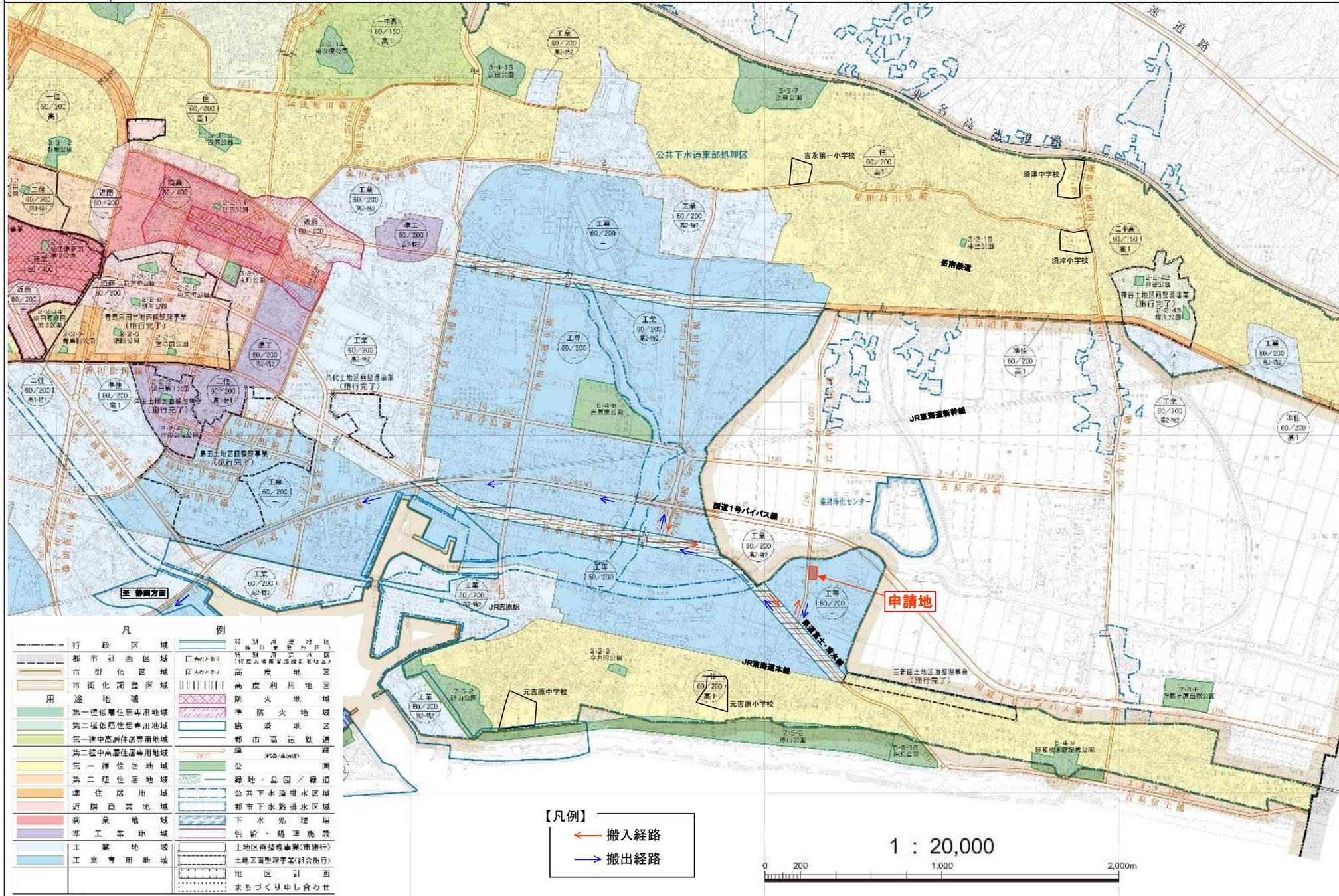
理 由

株式会社イーシーセンターは、平成24年から、当地において廃プラスチックや木くず等から固形燃料（RPF）を製造していた。

化石燃料の代替燃料としてのRPFの需要拡大に伴い、破砕設備を増設し、工場での処理能力を増大させるため、平成27年12月に破砕の産業廃棄物処理施設に係る建築基準法第51条ただし書の許可を取得した。その後、富士市が分別回収している衣類・布団類の一般ごみを、富士市から受託し再資源化するため、平成29年6月に一般廃棄物処理施設に係る許可を取得した。

また、固形燃料として再利用できない可燃系原料を処理するため、令和3年3月に、可燃系産業廃棄物の焼却の産業廃棄物処理施設に係る許可を取得した。

今回、既存の廃棄物処理に加えて、新環境クリーンセンターでの処理が困難な一般廃棄物のFRP（廃プラスチック類）の破砕、農薬類（廃酸、廃アルカリ）の焼却の処理を富士市から受託するため、改めて、許可が必要になった。



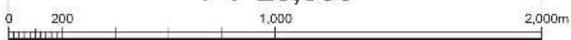
凡	例
行政区域	市街化区域
都市計画区域	市街化調整区域
用途地域	第一種低層住居専用地域
第一種低層住居専用地域	第二種低層住居専用地域
第二種低層住居専用地域	第一種中高層住居専用地域
第一種中高層住居専用地域	第二種中高層住居専用地域
第二種中高層住居専用地域	商業地域
商業地域	工業専用地域
工業専用地域	公園
公園	緑地・公園・緑道
緑地・公園・緑道	公共下水道排水区域
公共下水道排水区域	都市下水道排水区域
都市下水道排水区域	下水処理場
下水処理場	供給・処理施設
供給・処理施設	土地両替事業(市施行)
土地両替事業(市施行)	土地両替事業(組合施行)
土地両替事業(組合施行)	地区計画
地区計画	まちづくり申し合わせ

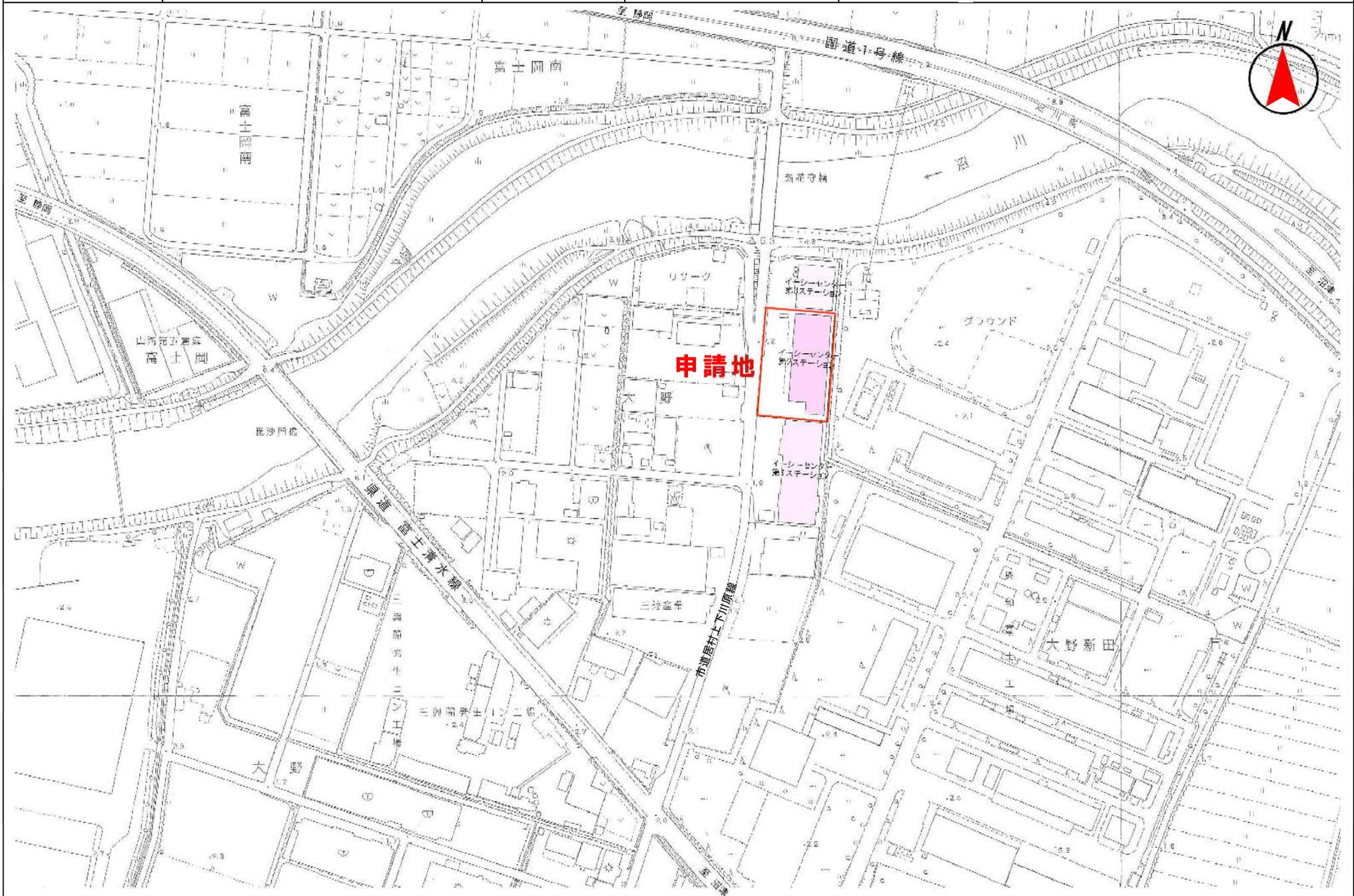
【凡例】

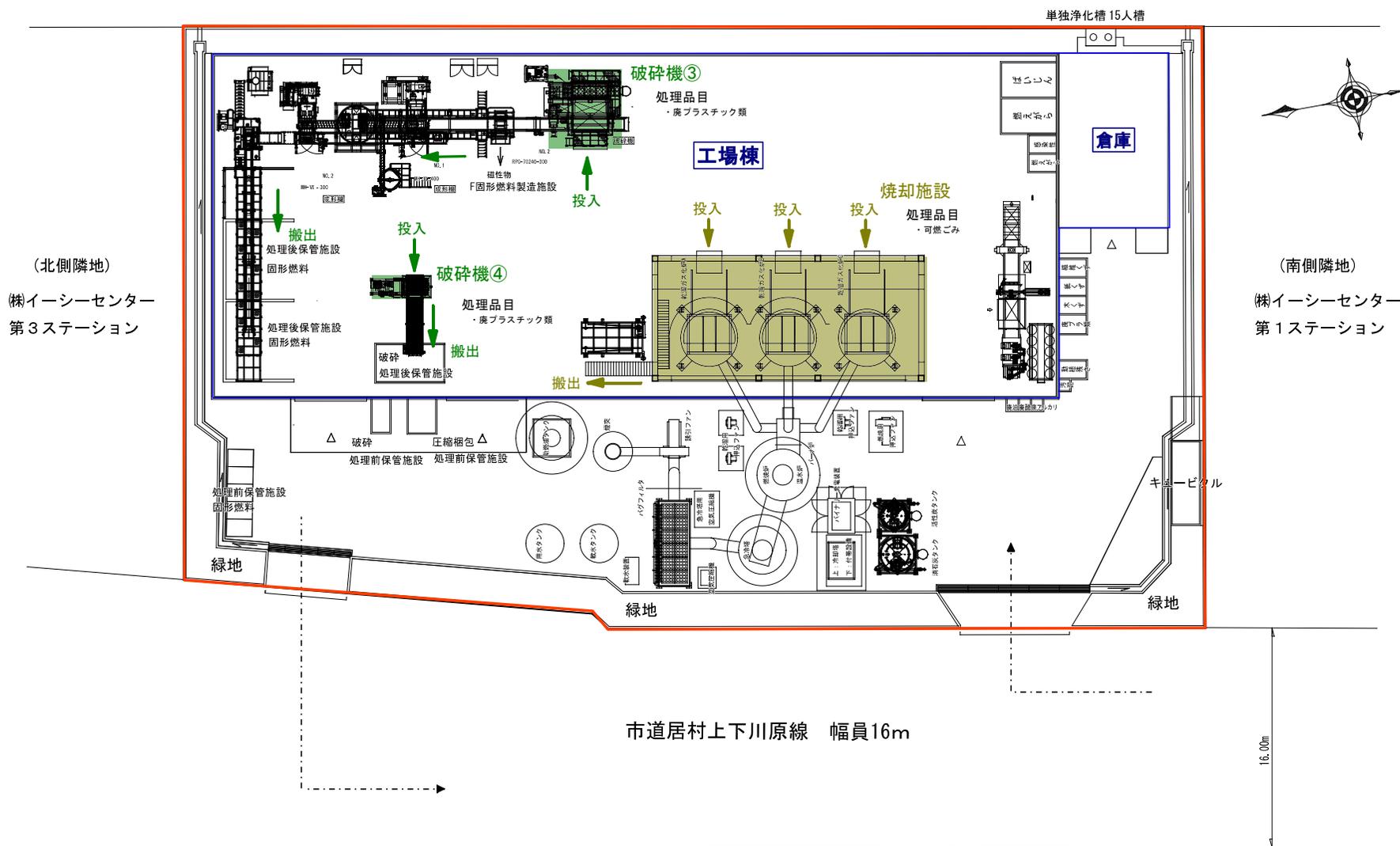
← 搬入経路

→ 搬出経路

1 : 20,000







(北側隣地)
 株式会社イーシーセンター
 第3ステーション

(南側隣地)
 株式会社イーシーセンター
 第1ステーション

【凡例】
 ◀----- 搬出入経路